

【表紙】

【提出書類】 外国会社届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月15日

【会社名】 ラム・リサーチ・コーポレーション  
(Lam Research Corporation)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者兼執行副社長 ダグ・ベティンガー  
(Doug Bettinger, Chief Financial Officer and Executive Vice President)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 94538 カリフォルニア州  
フレモント クッシング パークウェイ 4650  
(4650 Cushing Parkway, Fremont, California 94538, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 高橋 謙

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号  
アークヒルズ仙石山森タワー28F  
ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)

【電話番号】 (03)6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡邊 大貴

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号  
アークヒルズ仙石山森タワー28F  
ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)

【電話番号】 (03)6271-9900

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 ラム・リサーチ・コーポレーション普通株式(額面金額:0.001米ドル)  
の取得に係る新株予約権証券

当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

【届出の対象とした募集金額】 0.00米ドル(0円)(注1)  
2,805,000米ドル(285,969,750円)(見込額)(注2)(注3)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。
- (注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。
- (注3) 金額の詳細については第一部「証券情報」を参照のこと。

## 注記：

1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「ラム・リサーチ」又は「ラム」とは、文脈に応じてラム・リサーチ・コーポレーション又はラム・リサーチ・コーポレーション及びその子会社を指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル = 101.95円の換算率（平成28年9月20日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により換算されている。
3. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
4. 文脈上又は別段の指示がある場合を除き、本書において言及される「10-K」とは、当社が2016年8月16日に米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）に提出した2016年6月26日終了事業年度に対する10-K様式の当社の年次報告書を指す。
5. 文脈上又は別段の指示がある場合を除き、本書において言及される「10-K for FY2015」とは、当社が2015年8月13日にSECに提出した2015年6月28日終了事業年度に対する10-K様式の当社の年次報告書を指す。
6. 文脈上又は別段の指示がある場合を除き、本書において言及される「DEF14A」又は「Proxy Statement」とは、当社が2016年9月29日にSECに提出した年次株主総会委任状勧誘書類を指す。
7. 別段の指示がある場合を除き、本書における「連結財務書類」とは、10-KのPart II, Item 8に含まれる連結財務書類（「連結財務書類」）を指す。

**第一部【証券情報】****第1【募集要項】****1【新株予約権証券の募集】****(1)【募集の条件】**

発行数	35,877個(見込数)(注1)
発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	自2016年12月1日 至2016年12月31日(注2)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	ラム・リサーチ株式会社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目7-9 友泉新横浜1丁目ビル 7階
割当日	2017年1月1日
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。

(注1) 各新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、当社の普通株式1株を購入するための株式購入権である。よって、上記「発行数」は、本新株予約権の目的となる株式数と同数を記載した。

(注2) 申込期間中、適格従業員は本プラン(以下に定義される。)への参加を選択することができる。プラン参加者(以下に定義される。)は、次回募集への参加を希望する場合(ただし、プラン参加者は参加を要求されない。)、当社が申込のために定める指示に従わなければならない。本外国会社届出書に関する募集期間は2017年1月1日に開始する。

**(摘 要)****プランの採択及び対象者**

本募集は、2012年11月1日に修正・改定された、改正1999年ラム・リサーチ・コーポレーション従業員株式購入プラン(以下「本プラン」という。)に基づくものである。本プランは、1998年9月30日開催当社の取締役会(以下「取締役会」という。)により当初採択され、1998年11月5日に株主による承認を受けた。取締役会及び報酬委員会は、それぞれ2003年8月21日及び2003年9月18日に、本プランの改正を採択し、2003年11月6日にかかる改正について株主承認を受けた。本プランはさらに、2012年11月1日に開催された取締役会の報酬委員会により修正・改定された。

本募集は、本プランに基づき、本邦子会社の適格従業員約132名に対し、新株予約権証券を発行するものである。

ここにいう本邦子会社とは、当社がその完全子会社であるラム・リサーチ・インターナショナルSARLを通じて間接的に保有する、当社の日本における100%子会社であるラム・リサーチ株式会社を指す。

本プランに申し込む当社又は特定子会社(本プランに定義される。)の各適格従業員(以下「従業員」という。)は「プラン参加者」という。

**プランの目的**

本プランの目的は、当社及びその特定子会社の従業員に、給与控除積立金を通じて当社の普通株式(以下「当社普通株式」という。)を購入する機会を提供することにある

### プランの実施

各募集期間（本プランに定義される）の期間については、運営者（本プランに定義される。）がこれを決定する（但し、3か月以上24か月以内とし、その後続く募集期間は運営者が別途決定しない限り、同期間とする。）。本募集の募集期間は2017年1月1日に開始し2017年4月30日に終了する。プラン参加者は、適用のある募集期間にプラン参加者が承認した給与天引（給与の最大15%の範囲）による拠出金（以下「拠出金」という。）を用いて、(1)募集日（本新株予約権の割当日。本プランに定義される。本募集では2017年1月1日）、又は(2)行使日（本プランに定義される。本募集では2017年4月30日）、における当社普通株式の公正市場価格の85%のいずれか少ない額に相当する購入価格（以下「購入価格」という。）により、当社普通株式を購入することができる。ただし、プラン参加者は、( )1暦年においてプラン参加者が有する、当該暦年のいずれの時点においても未行使の株式購入権が、当該株式の公正市場価格25,000ドルを超える割合で付与される、又は( )募集期間中に当社の普通株式を10,000株を超えて購入することはないものとする。日本の全従業員が本プランへの参加を選択し、1人当たりの年間最大購入額である21,250米ドル（25,000米ドルの85%）を拠出したと仮定した場合、本募集にかかわる募集期間（自2017年1月1日至2017年4月30日）における拠出金の最大見込額は、2,805,000米ドル（285,969,750円）となる。「新株予約権の目的となる株式の数」は、便宜上、上記拠出金の最大見込額を、2016年9月20日の当社普通株式のナスダック・グローバル・セレクト・マーケット（以下「NASDAQ」という。）における1株当たりの終値の85%（78.18米ドル（7,970円））で除することにより算出した。なお、本プランへの参加の選択及び拠出率の承認に関して、各プラン参加者は、募集契約に記入し、これを適用ある募集日又は暫定募集日（本プランに定義される。）の15日前までに当社の給与課に提出する（ただし、運営者が、所定の募集期間における全従業員の募集契約の提出日を別の日に設定した場合はこの限りでない。）

なお、普通株式の公正市場価格は、ウォール・ストリート・ジャーナルで報道される終値とする。ただし、当該日に普通株式の取引が行われない場合は、公正市場価格は、運営者によりその裁量で決定されるものとする。

### プランの運営及び管理

本プランは、取締役会、取締役会の報酬委員会又は取締役会が指定する委員会（本届出書においてはいずれの場合も「運営者」という。）が運営する。

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>本プランにおいては、下記で算出される新株予約権の1株当たり購入価格が下落した場合、新株予約権の行使により各プラン参加者が購入可能な株式数は増加する。ただし、給与の拠出割合（拠出金）は固定しており、プラン参加者が自ら給与控除の割合を（最大15%の範囲で）変更しない限り、又は本プランから脱退しない限り、拠出額が株価によって変動することはない。</p> <p>各募集期間の開始日、本プラン参加者は、当社の普通株式を購入するための権利を付与される（但し、その上限は、(a)25,000米ドルに、募集期間における（その一部又は全部が含まれる）暦年の数を乗じた数を、(ii)募集日現在の普通株式の行使市場価格で除すことで算出される普通株式数、又は(b)10,000株、のいずれか少ない数とする。）。いずれの本プラン参加者も、かかる株式の公正市場価格が25,000米ドルを超える割合で株式購入権を付与されることはない。</p> <p>本プランにおいては、本新株予約権の対象となる株式の1株当たりの購入価格は、(1)募集日（本新株予約権の付与日、本プランに定義される。）（本募集では2017年1月1日）、又は(2)行使日（本プランに定義される。）（本募集では2017年4月30日）における当社普通株式の公正市場価格のいずれか少ない額の85%に相当する。本プランに基づく発行可能な普通株式の最大数は、24,309,281株とする（本プラン第13条）。</p> <p>本プランの目的は、当社及びその特定子会社の従業員に、給与控除積立金を通じて当社の普通株式を購入する機会を提供することにある。よって、購入価格及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」の下限は設けられていない。</p> <p>運営者は、各募集期間につき、1又は複数の行使日を設定するものとし、かかる行使日において、本プラン参加者の新株予約権は全て自動的に行使される。新株予約権の行使により購入された株式は、当該行使日に、本プラン参加者に譲渡されたときみなされる。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>ラム・リサーチ・コーポレーション 記名式普通株式(1株当たり額面金額0.001米ドル)(注1)(注2)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>新株予約権1個につき1株 全体で35,877株(見込数)(注2)(注3)</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>新株予約権1個につき 78.18米ドル(7,970円)(見込額)(注4)</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>2,805,000米ドル(285,969,750円)(見込額)(注5)</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>発行価格：78.18米ドル(7,970円)(注4) 資本金組入額：1株当たり0.01米ドル(1円)(注5) (発行価格については見込額)</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2017年4月30日(注6)</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>フィデリティ・ストック・プラン・サービシーズ・エルエルシー (Fidelity Stock Plan Services, LLC)  アメリカ合衆国02210マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245、V7A</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>本プラン第8条「行使日；株式の購入；余剰現金の返還」を参照のこと。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本プラン第11条「脱退；雇用の終了」を参照のこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	本プラン第16条「譲渡性」を参照のこと。
代用払込みに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本プラン第18条「資本構成の変更に際しての調整」を参照のこと。

- (注1) 本新株予約権の目的となる株式は、新規発行株式、自己株式、又は公開市場において取得した株式を使用する場合がある。
- (注2) 運営者は、当社が1又は複数の組織再編、資本の再構成、株式割当若しくはその発行済普通株式数のその他増減を実行した場合、又は当社が他社との統合若しくは吸収合併を行った場合、その裁量において、留保金（本プランに定義される。）並びに各未行使購入権が対象とする普通株式の一株当たり価格を調整する規定を設けることができる。
- (注3) プラン参加者は、行使日において、適用される募集期間中に積み立てた拠出金を用いて、(1)募集日（本新株予約権の割当日。本プランに定義される。本募集では2017年1月1日）、又は(2)行使日（本プランに定義される。本募集では2017年4月30日）、における当社普通株式の公正市場価格の85%のいずれが少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。したがって、本届出書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される募集期間における拠出金の最大見込額（プラン参加者全員が本プランに参加し、公正市場価格合計25,000ドルの株式を購入するための年間最大拠出限度額である21,250米ドル（25,000米ドルの85%）を拠出するのに十分な報酬を得たと仮定した場合の金額）2,805,000米ドル（285,969,750円）を、2016年9月20日の当社普通株式のNASDAQにおける終値91.98米ドル（9,377円）の85%の値（78.18米ドル（7,970円））で除することにより算出される。
- (注4) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である（注3参照）。そこで、説明の目的上、2016年9月20日におけるNASDAQにおける当社普通株式の終値91.98米ドル（9,377円）の85%の価格（78.18米ドル（7,970円））とした。なお、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に算出した。
- (注5) 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は未定である（注3参照）。そこで、説明の目的上、募集期間におけるプラン参加者による拠出金の最大見込額とした。
- (注6) 行使日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

#### (摘 要)

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの目的は、当社及びその特定子会社の従業員に、給与控除積立金を通じて当社の普通株式を購入する機会を提供することにある。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は本プラン及び取締役会又は取締役会の報酬委員会の定める所定の募集契約に記載されている。

提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがある場合にはその内容  
該当事項なし。

その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項なし。

#### 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権は、本新株予約権の行使日である2017年4月30日において、全て自動的に行使される。

いかなるプラン参加者も、本プランに基づく購入権の対象となる当社普通株式に関して、当社普通株式が購入され、プラン参加者へ又はプラン参加者のための口座に交付されるまで、いかなる議決権、配当権又はその他の株主の権利を有しないものとする。

本新株予約権の行使及び株券の交付により当社の株主となったプラン参加者は、当社の他の株主と同様に、取締役会がその裁量において、プラン参加者が当該株式を保有している間に生じる基準日とともに宣言する配当を受領することができる。

#### 株券の交付

本プランに基づいて本プラン参加者が購入した株式は、参加者の指定により、参加者の名義で登録される。各行使日後、事務手続的に実行可能な限り速やかに、当社は、購入権の行使時に購入された株式を表章する株券を参加者に交付するものとする。運営者がその裁量で承認した場合、当社はそれに代えて、( )参加者の勘定への貸記のためにブローカーに株券(若しくはその同等物)を交付する、又は( )参加者のために、当社の株式記録上に株券不発行株式である旨を表記することができる。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
2,805,000米ドル (285,969,750円) (注)	90,000米ドル (9,175,500円)	2,715,000米ドル (276,794,250円) (注)

(注) 当該金額は、日本における従業員全員が本プランに参加し、1年間の最大拠出限度額である21,250米ドルを拠出するのに十分な報酬を得たと仮定した場合の見込額である。

### (2) 【手取金の使途】

株式購入権の行使によって得られる差引手取総額の概算額2,715,000米ドル(276,794,250円)は、当社の一般運転資金に充当する予定であり、何れかの会社目的のために使用される見込みである。

## 第2【売出要項】

該当事項なし。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

## 第4【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第3. その他の記載事項」に、以下に掲げる「改正1999年ラム・リサーチ・コーポレーション従業員株式購入プラン」の訳文を掲げる。

(和訳)

ラム・リサーチ・コーポレーション  
1999年従業員株式購入プラン  
2012年11月1日修正改定

### 1. 目的

本改正ラム・リサーチ・コーポレーション1999年従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という）は、2012年11月1日付で修正及び改定されている。本プランの目的は、当社及びその特定子会社の従業員に、給与控除積立金を通じて当社の普通株式を購入する機会を提供することにある。当社は、本プランを税法第423条に定める「従業員株式購入プラン」（以下「第423条(b)プラン」という）として適格となるよう設計しているが、かかる適格性の維持について何ら保証及び表明を行わない。第423条(b)プランの規定は、したがって、税法第423条(b)の要件と一致した均一の非差別的な基準で本プランへの参加を拡大及び制限するために解釈される。さらに、本プランの文書は、特に米国外の特定の場所における税制、証券法又はその他の当社のコンプライアンス上の目的の達成のために設計された取締役会又は運営者が採択した規則、手続又はサブプランに従って、株式購入権の付与を授権するものである。

米国外の参加者への付与は全て、付与時点で別途指定されない限り、米国外サブプランに基づいて行われるとみなされる。



## 2. 定義

- (a) 「運営者」とは、取締役会、取締役会の報酬委員会又は本プラン第14条に従って本プランを運営するために取締役会がその後任命する可能性のある委員会（任命された場合）をいう。本プランで特定された取締役会の機能については、取締役会が本プランを運営しない場合はいつでも又はその範囲内において、運営者がこれを行行使するものとする。人事担当バイス・プレジデントは、本プランの米国外サブプランを運営するものとし、かかる目的上「運営者」となるものとする。
- (b) 「年次増加」とは、第13条に従って、本プランに基づいて発行可能な株式数に毎年加算される可能性のある普通株式数をいう。2012年8月27日付で、本定義は使用されなくなった。
- (c) 「取締役会」とは、当社の取締役会をいう。
- (d) 「税法」とは、1986年米国内国歳入法（修正法）をいう。
- (e) 「普通株式」とは、当社の普通株式をいう。
- (f) 「当社」とは、デラウェア法人であるラム・リサーチ・コーポレーションをいう。
- (g) 「報酬」とは、全ての定期的な標準就業時間の総賃金を意味し、時間外労働賃金、交代勤務割増金、奨励給付金、奨励金、賞与、歩合報酬又はその他報酬を除く。
- (h) 「従業員としての継続的地位」とは、従業員としてのサービスに中断又は終了のないことをいう。従業員としての継続的地位は、当社が書面にて同意した休暇の場合には、当該休暇が90日を超えない期間であるか、又は当該休暇の満了時に再雇用が契約若しくは法により保証されている場合、中断したとみなされないものとする。
- (i) 「特定子会社」とは、本プランに参加適格があるとして委員会又は運営者がその単独の裁量で随時指定した子会社をいう。
- (j) 「従業員」とは、当社又はその特定子会社の1つにより最低週20時間通常の雇用をされている者（役員又は取締役会の従業員構成員を含む）をいう。第423条(b)プランの目的上、個人が従業員として適格であるかは、運営者がその単独の裁量により、税法第3401条(c)及びそれに基づき公布された規制を参照して決定するものとする。運営者が別途決定しない限り、当社従業員は、第423条(b)プランの全ての目的上、上記に規定される通常の雇用の基準を満たし、かつ当社又は特定子会社から定期給与の目的上従業員として扱われた個人とする。米国外サブプランの目的上、運営者は、運営者の単独の判断により適用ある法がかかる決定を要求する場合、雇用が週20時間未満の場合でも従業員を参加適格であると決定することができる。
- (k) 「行使日」とは、本プラン第8条に従って運営者が特定することができる本プランの各募集期間中の営業日をいう。
- (l) 「暫定募集日」とは、募集期間の最終行使日以外の行使日の後の最初の営業日をいう。
- (m) 「最大株式数」とは、本プラン第3条(d)( )に規定のとおり、ある単一の募集期間中に参加者が購入することができる普通株式の最大数をいう。
- (n) 「米国外サブプラン」とは、税法第423条(b)（その後の修正を含む）に規定された要件を必ずしも満たさない本プランのサブプランをいう。
- (o) 「募集日」とは、募集期間の最初の営業日をいう。
- (p) 「募集期間」とは、本プラン第4条に従って運営者が設定した期間をいい、この期間中に参加者から給与控除が積み立てられ、普通株式の購入に充当される。
- (q) 「参加者」とは、本プラン第5条に従って、本プランへの参加を選択した従業員をいう。
- (r) 「本プラン」とは、改正ラム・リサーチ・コーポレーション1999年従業員株式購入プランをいい、別途指定のない限り、税法第423条(b)プラン及び米国外サブプランの双方を含む。
- (s) 「購入権」とは、本プラン第7条に従って付与された普通株式の購入権をいう。
- (t) 「子会社」とは、当社又は子会社が50%未満の議決権を保有する内国又は外国法人をいい、当該法人が現在存在するか、又はその後当社若しくは子会社によって組織化若しくは取得されたか否かを問わない。
- (u) 「第423条(b)プラン」とは、税法第423条(b)（その後の修正を含む）に規定の要件を充たすよう設計された従業員株式購入プランをいう。本第423条(b)プランの規定は、税法第423条(b)に従って、解釈、運営及び施行される。

### 3. 適格性；権利の発生及び購入制限

#### (a) 通常参加

所定の募集期間の募集日付で従業員である又は従業員となる予定である者は全員、本プラン第5条(a)の要件を条件として、当該募集期間中に本プランへの参加資格を有するものとする。

#### (b) 暫定参加

募集期間の募集日より後、かつ暫定募集日より前に従業員となった者は全員、当該者が従業員となった以前の最初の暫定募集日以降のみ、当該募集期間中に本プランへの参加資格を有する。ただし、本プラン第5条(a)の要件を条件とする。

#### (c) 5%株主の除外

本第3条(a)及び(b)項の規定にも関わらず、募集日又は暫定募集日における購入権の付与直後、従業員（又は税法第423条(d)に基づいてその株式が従業員に帰属することになるその他の者）が当社又は子会社の総議決権又は全種類株式の価額の5%以上を有する株式を保有し、及び/又はかかる株式を購入する未行使の購入権を保有することになる場合は、当該従業員は募集期間中に本プランに参加することができない。

#### (d) 権利の発生及び購入制限

本プラン又は募集契約若しくはその他募集書類のその他の規定にも関わらず、いかなる参加者も、( ) 当社及びその子会社の全ての従業員株式購入プランに基づいて株式を購入する権利を、いかなる時点においても各暦年について未行使となる購入権が当該株式の公正市場価格25,000ドル（当該購入権の付与日付で決定される）を超える割合で生じる、又は( ) 募集期間中に当社の普通株式を10,000株を超えて購入することはない。第3条(d)( )に記載の株式制限にも関わらず、運営者は、その単独の裁量で、代替的株式制限（ゼロ以外）を、代替的制限が適用される募集期間の開始より前に指定することができる。運営者が代替的制限を設定した場合、全参加者は、当該制限が最初に適用される募集期間の開始より前に代替的制限の通知を受けるものとする。運営者が設定した代替制限は、運営者により本第3条(d)( )に規定のとおり修正されない限り、後続の全ての行使日及び募集期間に関して継続して適用されるものとする。

### 4. 募集期間

各募集期間の継続期間は、運営者により決定されるものとする。ただし、募集期間は3か月以上24か月以下（最初の月の最初の営業日から最後の月の最終営業日まで測定される）とし、後続の募集期間は、本条に従って運営者により別途決定されない限り、同一の継続期間とする。運営者により別途決定されない限り：

(a) 新規募集期間は、募集期間の最終行使日の後の最初の営業日から開始するものとする。

(b) 普通株式一株の公正市場価格（本プラン第7条(b)( )に定義される）が当該募集期間の募集日における普通株式一株の公正市場価格を下回った場合、行使日（募集期間の最終行使日以外）後の最初の営業日に、新規募集期間が開始し、かつ旧募集期間は終了するものとする。

(c) 募集期間は、それに参加する参加者がいなくなった日付で終了するものとする。

## 5. 参加

(a)従業員は、運営者が随時承認する可能性のある形式で募集契約に記入し、それを適用ある募集日又は暫定募集日前の15日以内に当社の給与課に提出することで、本プランの参加者となることができる。ただし、募集契約を提出する別の日時が、全従業員について所定の募集期間に関して運営者により設定された場合を除く。募集契約は、本プランに従った給与控除を許可し、運営者が随時特定する可能性のあるその他条項を有するものとする。

(b)募集期間末において、募集期間中に継続して従業員である各参加者は、自動的に次の募集期間に参加するものとする（以下「再参加」という）。ただし、運営者が特定した方法及び日時に従い（ただしいかなる場合でも当該次の募集期間の募集日の前日以前に）、参加者が運営者に書面にて再参加を希望しない旨を通知した場合を除く。再参加は、参加者が適時の書面による通知によりその割合を変更しない限り、参加者の直近の募集契約で特定された天引き率で行われるものとする。参加が本プラン第10条の運用により終了した参加者は、自動的に再参加はないものとする。

(c)募集期間が本プラン第4条(b)に従って開始する場合、募集期間の募集日における各従業員は、自動的に、開始する募集期間の参加者となるものとする。参加は、参加者が適時の書面による通知によりその割合を変更しない限り、参加者の直近の募集契約で特定された天引き率で行われるものとする。参加者の募集契約が受理されていない場合、参加は参加者が変更するまで0%の天引き率で行われるものとする。参加が本プラン第11条の運用により終了した参加者は、自動的に再参加はしないものとする。

## 6. 給与控除

(a)各参加者は、募集期間中に受領する報酬からの割合を天引きされるものとする。天引きは、参加者がその募集契約で特定したとおり、運営者が随時設定する上限（15%を超えない）までの整数の割合とする。募集期間中の参加者の給与控除は、募集日又は暫定募集日後の最初の給与から開始し、募集期間の最終行使日に終了するものとする。ただし、本プラン第11条に規定のとおり、参加者によりそれよりも早く終了した場合を除く。

(b)参加者が行う全ての給与控除は、本プランに基づく参加者の勘定に貸記されるものとする。参加者は当該勘定に追加の支払いをしてはならない。

(c)参加者は、変更を許可する新しい募集契約を運営者に提出することで、募集期間中に給与控除の割合を変更することができる。当該変更は、運営者が新しい募集契約を受領してから15日後に有効となるものとするが、割合の増加の場合には、15日目以後の最初の行使日の翌日に有効となる。

## 7. 購入権

### (a)購入権の付与

各募集期間の募集日又は（適用ある場合）暫定募集日に、参加者は、募集期間中に(a) ( )25,000ドルを募集期間中の暦年（全体又は一部）の数で乗じたものを( )募集日若しくは暫定募集日付の普通株式の公正市場価格で除して決定された普通株式の株式数、又は(b)最大株式数のうちいずれか少ない方を上限として、（一株当たり価格で）購入する購入権を付与されるものとする。

### (b)購入権の条件

運営者が別途決定しない限り、各購入権は以下の条件を有するものとする：

( )購入権の対象となる株式の一株当たり価格は、(a)購入権が付与された募集日又は暫定募集日と(b)行使日における普通株式の公正市場価格のうちいずれか低い額の85%とする。所定の日付の普通株式の公正市場価格は、ウォール・ストリート・ジャーナルで報道される終値とする。ただし、当該日に普通株式の取引が行われない場合は、公正市場価格は、運営者によりその裁量で決定されるものとする。

( )購入権の行使により購入された株式の支払いは、本プラン第6条に従って給与控除を通じてのみ行われる。

- ( ) 購入権の行使により取得した株式の購入又は処分時に、参加者は、運営者がその裁量により購入又は処分によって必要となると決定する全ての税の（及び類似の）源泉徴収の支払いを行うか、又は支払いを運営者が行う適切な規定を設けるものとする。かかる源泉徴収には、当社及びその子会社が取得又は処分に関連して税控除又はその他優遇措置を請求するために運営者がその裁量により必要であると決定する源泉徴収を含むがこれに限られない。
- ( ) 参加者の購入権は、その存命中は当該参加者のみが行使可能である。
- ( ) 購入権は、運営者が随時解釈する、本プランの条項に全ての点で服する。

#### 8. 行使日；株式の購入；余剰現金の返還

- (a) 運営者は、各募集期間につき、1又は複数の行使日を設定するものとする。
- (b) 各参加者の購入権は、募集期間中の各行使日に自動的に行使され、参加者の給与控除積立金を用いて、適用ある価格で最大株式数を上限とした最大の整数の株式が購入される。
- (c) 購入権の行使時に購入された株式は、行使日に参加者に譲渡されるものとみなされる。参加者は、購入権が行使されるまで、購入権が対象とする株式について利息又は議決権を有さない。
- (d) 行使日における株式購入後の参加者の給与控除勘定に残存する現金は、次の行使日に充当するために当該勘定で繰り越される。ただし、募集期間終了時には、当該現金は速やかに参加者に返還されるものとする。

#### 9. 購入される株式総数の制限

本プランの全参加者により行使日に購入される株式数が、本プランに基づいてその時点で発行可能な株式数を超過する場合、当社は、実行可能な限り運営者が公平と決定する均一の方法により、残余株式を按分比例して割り当てるものとする。かかる場合、当社は、該当する各参加者に対して、参加者の選択で購入される株式数の当該減少を書面により通知するものとする。

#### 10. 株券の登録及び公布

- (a) 本プランに基づいて参加者が購入した株式は、参加者の指定により、参加者の名義で、又は参加者とその配偶者の名義で、又は参加者と（生存者権付）合有財産権者の名義で登録される。
- (b) 各行使日後、事務手続的に実行可能な限り速やかに当社は、購入権の行使時に購入された株式を表章する株券を参加者に交付するものとする。運営者がその裁量で承認した場合、当社はそれに代えて、( ) 参加者の勘定への貸記のためにブローカーに株券（若しくはその同等物）を交付する、又は( ) 当社の株式記録上に株券不発行の株式について参加者のためにこれを表記することができる。

#### 11. 脱退；雇用の終了

- (a) 参加者は、本プランに基づく勘定に貸記された給与控除の全額（一部は不可）を行使日前のいつでも、運営者が随時規定する形式により運営者に対して書面による通知をなすことにより引き出すことができる。参加者の購入権は、通知の受領日に自動的に終了し、参加者の勘定に貸記された給与控除は全額、その後速やかに返還され、募集期間中にそれ以上の給与控除はなされない。
- (b) 理由（退職又は死亡を含む）の如何を問わず、参加者の従業員としての継続的地位が終了した際には、当該参加者の勘定に貸記されていた給与控除は参加者に速やかに返還され、又は死亡の場合においては本プラン第15条に基づいて資格のある者に返還され、参加者の購入権は自動的に終了する。

(c)参加者が、募集期間中に従業員としての継続的地位を失った場合は、参加者は本プランから脱退したとみなされ、当該参加者の勘定に貸記されていた給与控除は速やかに返還され、参加者の購入権は終了するものとする。

(d)参加者の募集からの脱退は、後続の募集期間又は当社が採用する可能性のある類似のプランへの参加者の参加資格に影響を与えない。

## 12. 資金の使途；無利息

本プランに基づいて参加者の報酬から控除される金額は当社の一般資金を構成し、いずれの法人目的でも使用される可能性があり、当社は、かかる給与控除を分別する義務を負わないものとする。本プランの参加者の給与控除には利息は発生しない。

## 13. 留保された株式数

第18条に規定の調整を条件として、本プランに基づいて発行可能な最大株式総数は、普通株式24,309,281株であり、これは、新規発行株式若しくは自己株式、又は公開市場で取得した株式である。本プランに基づいて発行される最大株式総数は普通株式で構成され、2012年8月27日より前に発行が授権された。

## 14. 運営

本プランは、運営者により運営されるものとする。運営者による本プランの運営、解釈及び適用は最終的で確定的なものであり、全ての者を拘束するものとする。本プラン、あるいはそれに基づき購入若しくは発行された株式又は行使された購入権に関して善意でなされた行為又は決定について、取締役会の構成員又は運営者はいずれも責任を問われないものとする。運営者は、特定の子会社又は場所に適用される規則、手続き又はサブプランも採用することができる。かかるサブプランはいずれも、税法第423条(b)の適用外と指定することができる。かかるサブプランの規則は本プランのその他の規定より優先する場合があるが、当該サブプランの特定の条項により別途優先されない限り、本プランの規定が当該サブプランの運用に適用される。税法第423条(b)の要件と一致しない限りにおいて、当該サブプラン及びそれに基づき付与された権利は、税法第423条(b)を遵守しているとみなされないものとする。

## 15. 受益者の指定

(a)参加者は、参加者の死亡の場合に本プランに基づく参加者の勘定から株式及び現金（もしあれば）を受領する受益者を、書面を提出することにより指定することができる。

(b)参加者は、書面の通知をもっていつでも指定した受益者を変更することができる。参加者が死亡した場合で、その死亡の時点で存命している本プランに基づき有効な指定を受けた受益者が存在しない場合には、運営者は当該株式及び／又は現金を、参加者の遺言執行者又は遺産管理人に譲渡するものとし、（運営者の知る限りにおいて）遺言執行者又は遺産管理人が指定されていない場合には、運営者はその裁量において当該株式及び／又は現金を参加者の配偶者、扶養家族若しくは親族に譲渡するものとし、配偶者、扶養家族、親族の存在を運営者が了知していない場合には、運営者の定めるその他の者に譲渡するものとする。

## 16. 譲渡性

参加者の勘定に貸記された給与控除又は購入権の行使に関連する若しくは本プランに基づき株式を受領するいかなる権利も、参加者によって譲渡、移転、質入又はその他いかなる方法においても処分してはならない（遺言、相続法、又は本プラン第15条に規定される場合を除く）。そのような譲渡、移転、質入又はその他処分の試みがなされたとしても全て無効であり、運営者は、かかる行為を、参加者が本プラン第11条に従って資金の引き出しを選択したものとして扱う場合がある。

## 17. 報告

個別の勘定が本プランの各参加者について維持される。勘定明細書が、各行使日後速やかに、参加の従業員に交付され、当該明細書には、給与控除額、一株当たり購入価格、購入株式数及び現金残高（該当ある場合）を記載する。

## 18. 資本構成の変更に際しての調整

(a) 当社の株主による必要な行為を条件として、未だ行使されていない本プランに基づく各購入権が対象とする普通株式の株式数、及び本プランに基づき発行を授權されているが未だ購入権に基づいて発行されていない普通株式の株式数（年次増加を含むが、これに限られない）（以下「留保金」と総称する）、並びに未だ行使されていない本プランに基づく各購入権が対象とする普通株式の一株当たり価格は、株式分割、株式併合、株式配当、普通株式の併合若しくは再分類、又は当社による対価の受領なしにもたらされる普通株式の株式数のその他増減から生じる発行済普通株式数の増減について、応分的に調整されるものとする。ただし、当社の転換証券の分割、及び本プラン第13条に従った普通株式の買戻しは、「対価の受領なしにもたらされ」ているとはみなされないものとする。かかる調整は運営者によってなされ、その決定は、最終的なものであり、拘束力を有し、確定的なものとする。本プランに明示的に規定されない限り、当社によるいかなる種類の株式、又はいかなる種類の株式に転換可能な証券の発行も、購入権の対象となる普通株式の数又は価格に影響を与えず、及びそれを理由とした調整は行われぬものとする。

(b) 当社の解散又は清算が提案された場合、その時点で進行中の募集期間は、取締役会又は運営者（運営者が取締役会ではない場合）が別途規定しない限り、当該提案された措置が完了する直前に終了する。当社の全資産若しくは実質的に全資産の売却、又は当社の他社との新設合併若しくは吸収合併（当社株主が合併後の承継会社又は承継会社の親会社の総議決権の50%未満を保有する場合）が提案された場合、本プランに基づく各購入権は、承継会社又は承継会社の親若しくは子会社によって引き受けられ、又は同等の購入権が代わりに付与されるものとする。ただし、承継会社が購入権を引き受けること又は同等の購入権を代わりに付与することに同意しない場合はこの限りではなく、その場合、運営者は、引き受け又は代替に変えて、購入権の行使期間の繰り上げを行い、及び運営者がその裁量で決定する条件及び期間で、そうしなければ行使可能とならない購入権に関する株式について、購入権を行使可能とする（取締役会が承認した場合）ことができる。運営者は、上記のとおり購入権の行使期間の繰り上げを行った場合には、全参加者に書面にて速やかにその旨を通知するものとする。

(c) 運営者は、当社が1又は複数の組織再編、資本の再構成、株式割当若しくはその発行済普通株式数のその他増減を実行した場合、又は当社が他社との統合若しくは吸収合併を行った場合、その裁量において、留保金、並びに各未行使購入権が対象とする普通株式の一株当たり価格を調整する規定も行うことができる。

## 19. 変更又は終了

(a)取締役会はいつでも、本プランの終了又はいかなる修正も行うことができる。ただし、以下となる場合には、当社の株主の事前の承認（第21条に記載に方法により取得する）なくして修正を行ってはならない。

- ( )本プランに基づき発行できる株式数の増加
- ( )本プランに参加資格のある従業員（又は従業員の種類）の指定の変更
- ( )当社が、当該修正の時点で1934年証券取引所法（修正法）（以下「証券取引所法」という）第12条に基づいて登録された特定クラスの持分証券を有する場合、本プランに基づく参加者に生じ得る便益の重大な増加。

本プランの本第19条に基づく株主の承認を必要とする修正が、証券取引所法第12条に基づき当社が特定クラスの持分証券を最初に登録した後に行われる場合、当該株主の承認は、本プラン第21条に記載のとおり求めるものとする。

(b)取締役会は、本プラン第18条(b)に基づいて当該購入権の行使期間の繰り上げが行われている場合を除き、いつでも一部又は全ての未行使購入権を終了させることを選択することができる。本プランが終了する場合、取締役会は、次の行使日における次の株式購入の完了時に購入権を終了させること、又は購入権をそれらの条件に従って失効させること（参加は当該失効日を通じて継続する）も選択できる。購入権が、失効前に終了する場合、株式の購入に使用されていない本プランに拠出された資金は、事務手続的に実行可能な限り速やかに参加者に返還される。

## 20. 通知

参加者による本プランに基づく又は本プランに関連する当社又は運営者への全ての通知又はその他連絡は、運営者が特定した形式で、その受領のために運営者が指定した場所において又はその受領のために運営者が指定した人物により受領された時に、正当になされたものとみなされる。

## 21. 株主の承認

(a)本プラン第19条(a)に従って当社の株主に求められる承認は、証券取引所法第14条(a)並びにそれに基づき公布された規則及び規制に従って、実質的に求められるものとする。

(b)本プラン自体又はその修正につき必要な株主の承認が、本プラン第21条(a)に記載の方法以外で求められた場合はいつでも、当社は、( )証券取引所法第12条に基づく当社のいずれかのクラスの持分証券の最初の登録、又は( )当該登録後のそれに基づく購入権の役員及び取締役への付与のうち遅い方の後に開催される最初の年次株主総会以前に、以下を行うものとする：

- ( )本プランの議決権を有する保有者に対して、情報を提供する時点で証券取引所法第14条(a)に基づいて有効である（本プラン又は修正の承認又は不承認に関して投票を行う代理権がその時求められていた場合）規則及び規制により要求される情報と実質的に同一の情報を書面にて提供する、及び
- ( )上記( )項に記載の書面による情報を4部、当該情報が株主に最初に送付又は付与された日以前に、証券取引委員会に提出する、又は提出のために郵送する。

## 22. 株式発行の条件

(a) 購入権に関する株式は、当該購入権の行使並びにそれに従った当該株式の発行及び交付が全ての国内又は外国法の適用ある規定（1933年証券法（修正法）、1934年証券取引所法（修正法）、それらに基づき公布された規則及び規制、並びに株式がその時点で上場する可能性のある証券取引所の要件を含むがこれらに限られない）を遵守しない限り発行してはならず、さらに当該遵守に関する当社の法律顧問の承認を条件とするものとする。

(b) 購入権行使の条件として、当社は、当該購入権を行使する人物に対して、株式は投資のためにのみ購入されており、当該株式を売却若しくは分配する現在の意図はないことを当該行使時に表明及び保証することを、当該表明が当社の法律顧問の意見で上記の適用ある法規定のいずれかによって要求される場合、求める場合がある。

## 23. 本プランの期間

本プランは、取締役会の採択又は本プラン第21条に記載の当社株主の承認のうち早く発生した方の時点で有効となるものとする。本プランは、本プラン第19条に基づいてそれよりも早く終了しない限り、20年間継続して有効となるものとする。

## 24. 証券取引所法規則16b-3の追加制約

1934年証券取引所法第16条の対象となる人物に対して付与された購入権の条件、及び1934年証券取引所法第16条の対象となる人物による株式購入の条件は、同法規則16b-3の適用ある規定を遵守するものとする。本プランの取引に関して1934年証券取引所法第16条から最大限の免除を受けるために規則16b-3で要求され得る当該追加の条件及び制約について、本プランはこれらを含むとみなされ、当該購入権はこれらを含むものとし、及びその行使時に発行された株式はこれらを条件とするものとする。

\* \* \*

本プランは、1998年9月30日付で取締役会により最初に採択され、1998年11月5日付で株主に承認された。取締役会及び報酬委員会は、2003年8月21日付及び2003年9月18日付でそれぞれ本プランの修正を採択し、株主はこれらの修正を2003年11月6日付で承認した。報酬委員会は、本プランを2009年12月18日付で修正及び改定した。2010年5月20日付で、報酬委員会は本プランをさらに修正及び改定した。2012年8月27日付で、報酬委員会は本プランをさらに修正した。2012年11月1日付で、報酬委員会は、本プランをさらに修正及び改定した。



ラム・リサーチ・コーポレーション  
1999年従業員株式購入プラン  
米国外サブプラン

米国外サブプラン（EU）

1. 以下の子会社は、米国外サブプラン（EU）に参加していると指定されている。

Lam Research GmbH (Germany)  
Lam Research SAS (France)  
Lam Research S.r.L. (Italy)  
Lam Research (Ireland) Ltd.  
Lam Research B.V (Netherlands)  
Lam Research Ltd. (UK)  
Lam Research International Sarl (Switzerland)  
Lam Research AG (Austria)  
Novellus Singapore Pte. Ltd., France Branch  
Novellus Systems SARL (France)  
Novellus Systems GmbH (Germany)  
Novellus Systems Service GmbH (Germany)  
Novellus Systems Ireland Ltd.  
Novellus Systems Italy SRL  
Novellus Systems BV (Netherlands)  
Novellus Systems International BV (Netherlands)

2. 以下の規定は、米国外サブプラン（EU）に参加している、欧州連合及び欧州経済地域に所在する法人に適用されるものとする：

「従業員」を定義する本プランの第2条(j)は、現地法の要件に適合させるために週20時間未満通常の雇用をされている従業員を含む（及び、そのため、その他の本プランの要件を条件として本プランへの参加資格を有する場合がある）。

## 米国外サブプラン（その他）

1. 以下の子会社は、米国外サブプラン（その他）に参加していると指定されている。

Lam Research (Israel) Ltd.  
Lam Research Korea Ltd. (Korea)  
Lam Research Co., Ltd. (Taiwan)  
Lam Research Singapore Pte Ltd. (Singapore)  
Novellus Systems (India) Pvt. Ltd.  
Novellus Systems Israel Ltd.  
Novellus Korea LLC  
Novellus Singapore Pte. Ltd., Korea Branch  
Novellus Systems (Malaysia) Sdn. Bhd.  
Novellus Systems International BV, Singapore Branch  
Novellus Systems (H.K.) Limited, Taiwan Branch  
Novellus Systems Service (Hong Kong) Limited, Taiwan Branch

2. 以下の子会社は、2010年9月1日付で、当該日より前にSAFEの承認を受領することを条件として、米国外サブプラン（その他）への参加資格を有すると指定されている。

Lam Research (Shanghai) Co., Ltd. (China)  
Lam Research Service Co., Ltd. (China)  
Lam Research Semiconductor (Suzhou) Co., Ltd. (China)  
Novellus Systems Semiconductor Equipment Shanghai Co. Ltd. (China)  
Novellus Systems International Trading (Shanghai) Co. Ltd. (China)

## 米国外サブプラン（日本）

1. 以下の子会社は、米国外サブプラン（日本）に参加していると指定されている。

Lam Research Co., Ltd (Japan)  
Novellus Systems Japan, G.K.  
Novellus Singapore Pte. Ltd., Japan Branch

2. 以下の規定は、米国外サブプラン（日本）に参加している、日本所在の法人に適用されるものとする：

いかなる場合も、ラム・リサーチ・コーポレーション1999年従業員株式購入プランに基づき日本に居住する従業員によって4か月の募集期間中に購入された株式の価値は24,999,999円を超えない。4か月の募集期間中にこの制限に従って応募が超過した場合、各参加者は、購入株式数を按分比例により減少させる。

**【本文】**

本文は「提出本文書（英語）」を御覧下さい。